

ページ	箇所	訂正前	訂正後
43	表中 6 行目	毒薬・劇薬に関する文書：3 年間	毒薬・劇薬に関する文書： 2 年間
43	表中 7 行目	調剤録：2 年間	削除
73	表中 2 行目	店舗販売業者、配置販売業者には、一般用医薬品しか販売してはならない。	店舗販売業者には、要指導医薬品及び一般用医薬品しか販売してはならない。また、配置販売業者には、一般用医薬品しか販売してはならない。
120	問 8 選択肢 4	最後の行、文字切れ	から新たな許可を受ける必要はなく届出のみでよい。
229	問 1-2 解説文 4	輸血用血液製剤は、全血製剤、血液製剤及び血漿分画製剤に大別される。	輸血用血液製剤は、全血製剤、血液製剤に大別される。
328	5) 2 行目	医療費及び医療手当ては医療開始から 2 年、遺族年金・遺族一時金・葬祭料は死亡の時から 2 年	医療費及び医療手当ては医療開始から 5 年 、遺族年金・遺族一時金・葬祭料は死亡の時から 5 年
350	表	憲法第 1 条第 4 項	憲法第 25 条
383	3) 2 行目	①後発医薬品が初めて収載される時の薬価は、「先発医薬品の 0.7 倍」と決められている。内用剤については、10 品目を超えた場合、「先発医薬品の 0.6 倍」とする。	①後発医薬品が初めて収載される時の薬価は、「先発医薬品の 0.6 倍 」と決められている。内用剤については、10 品目を超えた場合、「先発医薬品の 0.5 倍 」とする。
399	問 15 解説文 1	75 歳になった日の翌月から	75 歳になった日から
399	問 16 解説文 3	要介護状態または用試験状態	要介護状態または 要支援状態
410	問 30 解説文 4	14 日以上処方において	15 日以上 の処方において
414	問 34 解説文 4	後発医薬品の使用割合が 22%以上	後発医薬品の使用割合が 55% 以上
482	3 2 行目	①後発医薬品が初めて収載される時の薬価は、「先発医薬品の 0.7 倍」と決められている。内用剤については、10 品目を超えた場合、「先発医薬品の 0.6 倍」とする。	①後発医薬品が初めて収載される時の薬価は、「先発医薬品の 0.6 倍 」と決められている。内用剤については、10 品目を超えた場合、「先発医薬品の 0.5 倍 」とする。
490	問 6 解説文 4	GCP 省令において	GMP 省令 において